

議案第25号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、固定資産税の規定について引用条項を修正するとともに、軽自動車税の税率の特例の規定等について改正する要あることから、逗子市市税条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第7号

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第20条の4第1項中「令附則第12条第24項」を「令附則第12条第19項」に改め、同条第2項中「施行規則附則第7条第11項」を「施行規則附則第7条第13項」に、「令附則第12条第24項」を「令附則第12条第19項」に改める。

第22条第2項中「法第702条の7」を「法第702条の8」に改める。

第24条の2中「施行規則第10条の2の7」を「施行規則第10条の2の12」に改める。

附則第7項を次のように改める。

7 削除

附則第26項第4号から第13号までの規定中「法附則第15条第32項」を「法附則第15条第33項」に改め、同項第14号中「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第38項」に改める。

附則第27項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項から第30項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車」が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項から第27項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改める。

附則第28項から第30項までを削る。

附則第31項中「法附則第30条第6項第1号及び第2号」を「法附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「附則第28項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第26条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第31項を附則第28項とし、附則第32項中「法附則第30条第7項第1号及び第2号」を「法附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「附則第29項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第26条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第32項を附則第29項とし、附則第33項中「法附則第30条第8項第1号及び第2号」を「法附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「附則第30項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第26条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第33項を附則第30項とし、附則第34項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第31項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 改正後の逗子市市税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について

適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 改正後の逗子市市税条例の規定は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。